

細 則

第1条 実行委員の選出については下記の通り行う。

- 1 選挙管理委員会は本部役員で構成する。
- 2 選挙管理委員会の委員長，副委員長は委員の互選による。
- 3 選挙管理委員会は11月末までに3学年の保護者より男女5名ずつ実行委員候補者を選出する。
(活動期間は児童が4,5学年在籍時とする。)
- 4 実行委員は，総会に出席した会員の過半数の同意で承認される。

第2条 会長に欠員を生じた時は，副会長が昇格する。

第3条 会長以外の役員に欠員を生じたときは，実行委員会から補充する。任期は，前任者の残任期間とする。前条の場合も同じ。

この細則は，昭和47年 2月14日より施行する。
この細則は，昭和50年 2月 1日一部改正し施行する。
この細則は，昭和61年 1月23日一部改正し施行する。
この細則は，平成18年12月 4日一部改正し施行する。
この細則は，平成22年 4月 2日一部改正し施行する。
この細則は，平成31年 4月13日一部改正し施行する。
改正内容 実行役員の選出方法の変更。地区からの選出を学年からの選出とする。

慶 弔 内 規

第1条 因北小学校PTA会員として，お互いに親睦をはかり併せて一層の親和を増進し，喜びや悲しみを共に分け合い又感謝の意を表するためにこの内規を定める。

会員（教職員の配偶者も含む）及び児童の死亡にあたっては3,000円の香典を贈る。

教職員の直系，傍系の一親等の死亡にあたっては2,000円の香典を贈る。

役員の時退任時は次の金額に相当する記念品（料）を贈る。

- 1 会長 2,000 円
- 2 副会長，母親代表，書記，会計，専門部長および副部長 1,000 円

教職員の転・退任時は次の金額に相当する記念品（花）を贈る。

- 1 転任 2,000 円
- 2 退任 3,000 円 および感謝状

教職員の慶弔については次の通りとする。

- 1 結婚祝 2,000 円
- 2 出産祝 2,000 円

この内規に該当する事項で，内規で処理することが不当に思われる場合及びこの規定以外のことについては，そのつど本部役員会で協議決定し実行委員会に報告して承諾を得る。

この内規は昭和46年4月21日一部改正し施行する。
この内規は昭和62年5月 8日一部改正し施行する。
この内規は平成10年4月16日一部改正し施行する。
この内規は平成23年3月18日一部改正し施行する。
この内規は平成31年4月13日一部改正し施行する。